

「みえ森と緑の県民税」がスタートします

みえ森と緑の県民税ってどうして始まるの？

森林は水や命を育み、土砂災害や地球温暖化を防ぐなど、私たちの暮らしに欠かすことのできない大切な働きを持っています。しかし、近年は山村地域の過疎化や高齢化などによって荒れた森林が増加したり、集中豪雨の発生が増加したりしています。このため、山崩れなどの災害が発生する危険性が高まっていると考えられることから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため「みえ森と緑の県民税」が新しくスタートします。



県民税均等割に上乗せして納めていただきます。

個人

平成26年度分から課税

- 1月1日現在で県内に住所がある方
- 1月1日現在で県内に家屋敷等を有する方

税額(年) 1,000円

※前年の合計所得金額が一定の金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

法人

平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から課税

- 県内に事務所等を有する法人等
- 税額(年) 2,000円
80,000円

※均等割額(資本金等の額)に応じて税額が異なります(10%相当額)です。

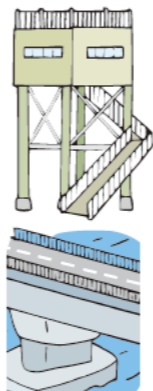
同じく4月から全国的にスタート

「個人住民税の臨時特例措置」が始まります

東日本大震災を教訓に、各地方公共団体が緊急に実施する防災のための施策の財源を確保するため、臨時特例措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額が全国的に、年間1,000円引き上げられます。(個人県民税500円・個人市町村民税500円)

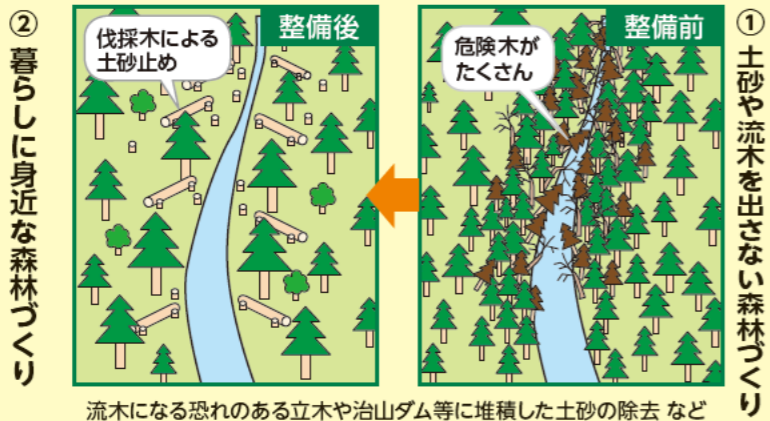
増収分は、地方公共団体が実施する**防災・減災事業**に充てられます。

- 防災拠点の整備
- 津波避難タワーなどの避難施設の整備
- 河川の護岸整備
- 道路の法面整備
- 橋などの耐震化



みえ森と緑の県民税ってどんなことに使われるの？

I. 災害に強い森林づくり



荒廃した里山や竹林の再生、集落周辺の森林整備 など

II. 県民全体で森林を支える社会づくり



これらの取り組みのほか、「公共建築物等の木造化」など森や木材・緑と県民との関係を深める対策を進めます。

「みえ森と緑の県民税」を活用した取り組みは、県と市町が進めています。

県では「①土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に取り組みます。

市町では

「②暮らしに身近な森林づくり」、「Ⅱ. 県民全体で森林を支える社会づくり」を中心に、市町が地域の実情に応じた取り組みを実施します。

個人住民税(県民税・市町村民税)の均等割額が年間2,000円引き上げられます

区分	県民税均等割	市町村民税均等割	合計(年)
従来の税額	1,000円	3,000円	4,000円
みえ森と緑の県民税(平成26年度～)	1,000円	—	1,000円
臨時特例措置(平成26～35年度)	500円	500円	1,000円
合計	2,500円	3,500円	6,000円

個人の県民税と市町村民税は、納税者の方に便利のように、市町が個人の県民税もあわせて課税し、納めていただく制度になっています。

「みえ森と緑の県民税の使いみち」に関する情報は

農林水産部 みどり共生推進課

TEL 059-224-2513

FAX 059-224-2070

midori@pref.mie.jp

http://www.pref.mie.jp/SHINRN/HP/mori/「三重の森林」を検索

税のつむみに関する情報は

総務部 税務・債権管理課

TEL 059-224-2127

FAX 059-224-4321

zeimu@pref.mie.jp

http://www.pref.mie.jp/ZEIMU/HP/「三重の税」を検索